

## 守谷市地域包括支援センター業務委託の概要

### 1 委託期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

### 2 担当圏域及び名称

担当圏域	担当地区		名称
南部	守谷地区	中央, 百合ヶ丘, 松並, 松並青葉, 本町, ひがし野, 小山, 同地, 赤法花	守谷市南部地域包括支援センター
	高野地区	高野, 鈴塚, 乙子, 美園, けやき台, 松ヶ丘	
	みずき野地区	みずき野	
北部	大野地区	野木崎, 大柏, 緑一丁目	守谷市北部地域包括支援センター
	大井沢地区	板戸井, 立沢, 大山新田, 大木, 緑二丁目	
	北守谷地区	松前台, 久保ヶ丘, 御所ヶ丘, 薬師台	

### 3 設置場所

地域包括支援センターの設置場所は、担当圏域内でできる限り利用者の利便性に配慮した場所とする。

### 4 設備・構造

地域包括支援センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることとする。また、相談室は相談者のプライバシーが確保されるよう、事務室とは別に設けることとする。

地域包括支援センターの表示として、看板等を設置し、地域住民への周知に努めることとする。

### 5 圏域内の職員体制

ア 守谷市南部地域包括支援センター

常勤専従6人とし、職種ごとの具体的な配置数は次のとおりとします。

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専従2人  
又は常勤専従1人，常勤換算1人
- b 社会福祉その他これに準ずる者 常勤専従2人  
又は常勤専従1人，常勤換算1人
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従2人  
又は常勤専従1人，常勤換算1人

イ 守谷市北部地域包括支援センター

常勤専従3人とし、職種ごとの具体的な配置数は次のとおりとします。

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
- b 社会福祉その他これに準ずる者 常勤専従1人
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人

## 6 業務日・業務時間

### (1) 業務日

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までは除く）

### (2) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、電話等での緊急相談にも対応できるよう、24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

### (3) その他

業務日・業務時間以外であっても、地域の住民、関係団体の会議等に出席を求める場合もある。

## 7 業務内容

### 【包括的支援事業】

- (1) 総合相談支援業務（法115条の45第2項第1号）
- (2) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- (4) 地域ケア個別会議（法第115条の48第2項）

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

## 【指定介護予防支援業務】

指定介護予防支援業務（要支援者のケアプラン作成）

※上記第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援業務について

ア 担当件数

3職種職員は、包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護予防業務との兼務を可能とする。（一人当たり10件を上限）

イ 指定居宅介護支援事業所への一部委託について

地域包括支援センター運営協議会に諮ること

## 【その他の業務】

(1) 運営協議会への出席

運営協議会へ出席し、事業の報告・説明等を行う。

(2) 守谷市地域包括支援センター連絡会議への参加

市が運営する「守谷市地域包括支援センター連絡会議」へ出席し、地域包括支援センターの役割を果たしていくための必要な情報収集、意見交換、課題の検討を行う。

(3) その他目的を達成するために必要な業務については、市と協議の上実施する。

## 8 業務の記録及び報告

各業務の相談支援の対応件数、経過等について相談者毎に記録をすること。

## 9 個人情報の取り扱い

関係法令や市条例等を遵守し、厳重に取り扱うこと。また、ファイルの保管やシステムの操作制限等、セキュリティ管理に十分留意すること。

## 10 事業計画・事業報告及び収支報告

地域包括支援センターの業務に関し、運営方針と地域の特性等を考慮した年間事業計画を市に提出する。また、年度終了後には年間事業報告及び収支報告を市に提出する。

また、市が定める方法により、事業についての評価を自ら行うとともに、この自己評価については、市が開催する運営協議会において点検・評価を受ける。